

委第1号議案

ふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及びふじみ野市議会会議規則（平成17年ふじみ野市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月13日

提出者 議会運営委員会
委員長 小林 憲 人

ふじみ野市議会
議長 島田 和 泉 様

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出するものである。

ふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年ふじみ野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項及び第12条第5項の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第54条から第56条までの改正規定 令和7年6月1日

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第3条 第1条第2号に掲げる規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。